

## 松前町移住者住宅改修事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、移住者が空家等に入居するために行う当該空家等の改修等の費用に対し、町が予算の範囲内において、松前町移住者住宅改修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、空家等の有効活用を図り、もって県外からの移住及び定住の促進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 平成28年4月1日以後に県外の市区町村から県内の市町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をした者（県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任等の定住が見込まれない理由により転入をした者を除く。）であって、現に松前町に住所を有するものをいう。
- (2) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等であって、町内に存するものをいう。
- (3) 改修等 空家等の改修若しくは清掃、空家等に残置された不要な家財道具の搬出若しくは処分又は必要な家財道具の空家等への搬入をいう。

### (補助の対象)

第3条 町は、定住を目的に愛媛県空き家情報バンク又は町長が適当と認めた民間空家バンクに登録された空家等を買受けし、又は賃借し、かつ、当該空家等に入居するために当該空家等の改修等を行おうとする移住者であって、次に掲げる要件を全て満たすものに対し、補助金を交付する。

- (1) 改修等を行おうとする空家等に5年以上継続して居住する意思があること。
  - (2) 松前町及び前住所地市区町村の市区町村税等（市区町村民税、固定資産税及び軽自動車税並びに国民健康保険税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。以下同じ。）を納める義務のある者は、これらの市区町村税等を滞納していないこと。
  - (3) 補助金の交付申請日において、60歳未満の者がいる世帯に属する者であること。
  - (4) 松前町暴力団排除条例（平成23年松前町条例第13号）第2条第3号の暴力団員等でないこと又は世帯の構成員に当該暴力団員等が含まれていないこと。
  - (5) 過去に愛媛県の移住者住宅改修支援事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、改修等に係る費用が空家等の改修にあっては50万円未満、空家等の清掃、空家等に残置された不要な家財道具の搬出若しくは処分又は必要な家財道具の空家等への搬入（以下「家財道具の搬出等」という。）にあっては5万円未満であるものについては、補助の対象としない。
- 3 補助金の対象となる空家等は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。
- (1) 改修等を行おうとする移住者が当該改修等を行う権原を有していること。
  - (2) 過去に補助金の交付の対象とされていない空家等であること。

(3) 移住者が適法に居住できること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の補助対象経費、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。ただし、他の補助制度の補助を受けて改修等をしようとする場合は、補助対象経費の合計額から当該他の補助制度の補助の額を控除した額をもって補助対象経費の合計額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、移住者住宅改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 入居しようとする空家等の現況図面（配置図及び平面図）

(3) 改修等に係る設計図面

(4) 改修等に係る見積書又はその写し

(5) 現況写真

(6) 空家等への居住及び空家等の改修等を行うことができる権原を有することを証明する書類

(7) 確認済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証をいう。以下同じ。）の写し（改修等につき同法第6条第1項の規定による確認（以下「建築確認」という。）が必要である場合に限る。）

(8) 世帯全員の住民票の写し（住民票では県外から移住してきたことが確認できない場合は、戸籍の附票）

(9) 松前町及び前住所地市区町村の市区町村税納税及び納付証明書（同一世帯の納税及び納付義務者に係るものを含む。）

(10) 誓約書（様式第3号）

(11) 改修等に対し他の補助制度の補助を受ける場合は、その申請書の写し

(12) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは移住者住宅改修事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により、当該申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ移住者住宅改修事業費補助金変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費の20パーセント以内の変更で、かつ、補助金額に変更がない変更の場合は、この限りでない。

(1) 変更後の第5条第2号から第4号までに掲げる書類

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは移住者住宅改修事業費補助金変更承認通知書（様式第6号）により、

不相当と認めたときはその旨を書面により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ移住者住宅改修事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により中止(廃止)承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、相当と認めたときは移住者住宅改修事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、不相当と認めたときはその旨を書面により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の中止又は廃止を承認した場合において、第13条の規定により補助金が既に概算払されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、移住者住宅改修事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第10号)

(2) 補助事業の工事写真(着手前、工事中及び完成後)

(3) 補助事業の請負契約書又は請書の写し

(4) 補助事業に係る支払が確認できる請求書及び領収書の写し

(5) 検査済証(建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証をいう。以下同じ。)の写し(改修等につき建築確認が必要である場合に限る。)

(6) 改修等に対し他の補助制度の補助を受けた場合は、その完了報告書の写し

(7) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、移住者住宅改修事業費補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、第13条の規定によりその額を超える補助金が既に概算払されているときは、過払いの補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条第1項の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、移住者住宅改修事業費補助金交付請求書(様式第12号)により当該補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うも

のとする。

(概算払)

第13条 町長は、前条第1項の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、移住者住宅改修事業費補助金概算払請求書(様式第13号)により当該補助金の請求を行うものとする。

3 前条第2項の規定は、概算払による補助金の交付について準用する。

(目的外使用の禁止)

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第15条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは説明を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第16条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 補助金を他の目的に使用したとき。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、町長の承認を受けずに処分し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業の関係書類を整理し、事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月松前町告示第22号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助率及び限度額 (1,000円未満端数 切捨て)	
空家等の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費合計額の3分の2以内。上限100万円
	屋根工事	屋根材ふき替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等	
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等	
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）	
外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、せん定、除草等の植栽工事（住宅本体の改修と併せて行うものに限る。）		
家財道具の搬出等	空家等の清掃、残置された不要な家財道具の搬出若しくは処分又は必要な家財道具の搬入	補助対象経費の3分の2以内。上限20万円	

注 空家等の改修と家財道具の搬出等を併せて行う場合は、補助金の限度額は、100万円とする。

移住者住宅改修事業費補助金交付申請書

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

印

1 補助金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業内容  住宅の改修  家財道具の搬出等

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 入居しようとする空家等の現況図面（配置図及び平面図）
- (3) 改修等に係る設計図面
- (4) 改修等に係る見積書又はその写し
- (5) 現況写真
- (6) 空家等への居住及び空家等の改修等を行うことができる権原を有することを証明する書類
- (7) 確認済証（改修等につき建築確認が必要である場合に限る。）
- (8) 世帯全員の住民票の写し（住民票では県外から移住してきたことが確認できない場合は、戸籍の附票）
- (9) 松前町及び前住所地市区町村の市区町村税納税及び納付証明書（同一世帯の納税及び納付義務者に係るものを含む。）
- (10) 誓約書（様式第3号）
- (11) 改修等に対し他の補助制度の補助を受ける場合は、その申請書の写し
- (12) その他町長が必要と認める書類

注 該当する項目の□にレ印を付けること。

事業計画書

1 収支予算

(空家等の改修)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	空家等改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(家財道具の搬出等)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	家財道具搬出等 経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(合計)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	空家等改修、家財 道具搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

2 申請者の状況

氏名		年齢	
現住所			
電話番号			
メールアドレス			
移住の時期			
移住前の住所			
移住の理由			
世帯構成 (年齢)	※年齢は申請年度の4月1日現在		





誓約書

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

松前町移住者住宅改修事業費補助金の申請に当たり、次の事項について相違ないことを誓約します。

- 1 本事業により改修等を行った空家等に、補助金の額の確定通知があった日から5年以上継続して居住します。
- 2 本事業により改修等を行った空家等について、町長の承認なく、補助金の額の確定通知があった日から5年を経過する前に取壊し、売却、賃貸等を行いません。
- 3 松前町が住民基本台帳等で上記1及び2の事項を満たしているか調査することに同意します。
- 4 改修等が完了した日以後、速やかに入居します。
- 5 移住の理由は、県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任等の定住が見込まれない理由による転入ではありません。
- 6 松前町暴力団排除条例（平成23年松前町条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又は世帯の構成員に当該暴力団員等が含まれていないことを誓約するとともに、町長が必要と認める場合には、私が提出した書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することに同意します。
- 7 松前町移住者住宅改修事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、以上の事項に違反し、又は事実と相違することがあったときは、松前町からの返還命令に応じ、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。
- 8 松前町が指定する期日までに要綱第8条第3項、第10条第2項又は第16条に基づく返還がなされない場合には、松前町が関係行政機関及び関係金融機関に対し、私の所得又は財産等の調査を実施することに同意します。
- 9 松前町移住者住宅改修事業の規定による申請をするに当たり、次の空家等の所有者等から同意を得ています。事業の実施に当たっては、所有者、関係者等との調整を行うとともに、問題等が発生した場合は私の責任において処理解決し、松前町に迷惑を掛けません。

空家等の所在地 伊予郡松前町大字

※申請者と所有者が異なる場合

所有者の同意　私が所有する上記空家等及び土地について、申請者が松前町移住者住宅改修事業の申請をすることを承諾します。

空家等　住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

土地　住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式第4号（第6条関係）

移住者住宅改修事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

松前町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、松前町移住者住宅改修事業費補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり補助金を交付する。

交付決定額 金 円

移住者住宅改修事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた移住者住宅改修事業を次のとおり変更したいので、松前町移住者住宅改修事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更申請額

	総事業費	補助金の額
変更前	円	円
変更後	円	円
差引増減額	円	円

4 添付書類

- (1) 変更後の第5条第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

移住者住宅改修事業費補助金変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

松前町長 印

年 月 日付けで変更申請のあった移住者住宅改修事業の変更について、松前町移住者住宅改修事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により次のとおり変更を承認する。

1 変更金額

	総事業費	補助金の額
変更前	円	円
変更後	円	円

2 変更事項

移住者住宅改修事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた移住者住宅改修事業を次のとおり中止（廃止）したいので、松前町移住者住宅改修事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止期間（廃止の時期）

注 不要の文字は、抹消すること。

移住者住宅改修事業中止（廃止）承認通知書

第 号  
年 月 日

様

松前町長 印

年 月 日付けで中止（廃止）申請のあった移住者住宅改修事業の中止（廃止）について、松前町移住者住宅改修事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり中止（廃止）を承認する。

- 1 中止（廃止）金額  
補助金額 金 円
- 2 中止（廃止）事項

注 不要の文字は、抹消すること。

移住者住宅改修事業実績報告書

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた移住者住宅改修事業を完了したので、松前町移住者住宅改修事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業内容  住宅の改修  家財道具の搬出等

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 補助事業の工事写真（着手前、工事中及び完成後）
- (3) 補助事業の請負契約書又は請書の写し
- (4) 補助事業に係る支払が確認できる請求書及び領収書の写し
- (5) 検査済証の写し（改修等につき建築確認が必要である場合に限る。）
- (6) 改修等に対し他の補助制度の補助を受けた場合は、その完了報告書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

注 該当する項目の□にレ印を付けること。



事業実績書

1 収支決算  
(空家等の改修)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	空家等改修経費	円
自己負担金	円		
計	円		

(家財道具の搬出等)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	家財道具搬出等 経費	円
自己負担金	円		
計	円		

(合計)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	空家等改修、家財 道具搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円		

2 事業実績

事業実施場所 (空家等の所在地)	
住宅の構造等	構造 : <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄骨コンクリート <input type="checkbox"/> その他 ( )
	階数 : <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	形式 : <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 [ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ]
	延べ面積 : m <sup>2</sup>
購入・賃貸の区分	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ( )
実施内容	(住宅の改修)
	(家財道具の搬出等)
請負業者	所在地 (住所) 業者名 (代表者氏名)
実施予定期間	着工 年 月 日、しゅん工 年 月 日
他の公的助成制度	<input type="checkbox"/> 利用あり 補助金名 : 受給日 : 補助額 : 円 <input type="checkbox"/> 利用なし

注 該当する項目の□にレ印を付けること。

様式第11号（第10条関係）

移住者住宅改修事業費補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

松前町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した移住者住宅改修事業費補助金の交付について、松前町移住者住宅改修事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり額を確定する。

交付確定額 金 円

移住者住宅改修事業費補助金精算払請求書

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付額の確定があった移住者住宅改修事業について、松前町移住者住宅改修事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

交付確定額	概算払受領済額	今回請求額
_____ 円	_____ 円	_____ 円

【口座振込先】

金融機関名	銀行 ・ 農協 本店 支店 信用金庫 支所
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

※口座名義人は申請者（請求者）と同一であること。

年 月 日

松前町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

移住者住宅改修事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった移住者住宅改修事業費補助金について、松前町移住者住宅改修事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により次のとおり請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円

内訳

交付決定通知額	円
概算払請求額	円
残 額	円

【口座振込先】

金融機関名	銀行 ・ 農協 信用金庫	本店 支店 支所
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
ふりがな 口座名義人		

※口座名義人は申請者（請求者）と同一であること。